

⑥

<抄>

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の
処方又は調剤に係る一部保険外療養の明細書の記載例について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都 道 府 県 民 生 主 管 部 （ 局 ）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の
処方又は調剤に係る一部保険外療養の明細書の記載例について

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養（以下単に「一部保険外療養」という。）の施行に向けて、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（令和 8 年 9 月 30 日付け保発 0930 第 2 号）を示したところであるが、一部保険外療養に係る明細書の記載例について、別添のとおり示すこととしたため、参考にされたい。

なお、別添はあくまで記載例であるが、一部保険外療養のみならず、選定療養、評価療養又は患者申出療養が同一の会計に含まれる場合にあっては、領収証又は明細書において個別に記載すること。

調剤明細書(記載例)

調剤		保険	
患者番号		氏名	〇〇 〇〇 様
調剤日		YYYY/MM/DD	

区分	項 目 名	点 数	備考
調剤技術料	調剤基本料	〇〇	
	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	〇〇	
	調剤料		
	内服薬(28日分)	〇〇	
	内服薬(14日分)	〇〇	
	屯服薬	〇〇	
薬学管理料	服薬管理指導料	〇〇	
	特定薬剤管理指導加算1	〇〇	
薬剤料	A錠(類) 1日2錠×28日分	〇〇	
	B錠 1日1錠×14日分	〇〇	
	C錠 1回1錠×5回分	〇〇	
一部保険外療養	一部保険外療養に係る患者負担額	〇〇円	

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇薬局 〇〇 〇〇